

# クラブ艇利用細則(一般)

## 1 (利用予約)

- ① クラブ艇のご利用は、原則としてご利用の3日前～当日までの予約制とします。
- ② 予約は電話、FAXで事務局(日産マリン芝川SC)にご連絡下さい。
- ③ 連続して1日を超える利用は出来ません。
- ④ 初回ご利用時に無料の半日トレーニングを受けて頂きます。
- ⑤ オプションとして3時間(¥15,750)と6時間(¥31,500)のアテンドクルージングが可能です。スタッフの状況により対応できない場合があります。

## 2 (予約の取消し)

- ① 会員の都合によって利用をキャンセルした場合は、次の取消料を申し受けます。

### 取消料

- |            |          |
|------------|----------|
| 1、当日の取消し   | 規定使用料の全額 |
| 2、前日までの取消し | 規定使用料の半額 |

## 3 (利用時間)

- ①利用時間はホームポートマリーナ営業時間内(9時～17時)となっています。  
必ず、上下架終了時間の16時30分までに帰着願います。  
※7～8月の土日、祝日は9時～19時  
必ず、上下架終了時間の18時30分までに帰着願います。

- ②マリーナ定休日はご利用出来ません。

マリーナ定休日	毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日) 12月、1月は火曜、水曜定休日 年末、年始(都度決定)
---------	---

## 4 (港内運航)

- ①利用に当たっては、会員本人が乗船し、操船するものとします。
- ②当日の気象情報その他運航に支障があると認めた場合、又はマリーナが出航の制限をした場合は、その指示に従って下さい。
- ③出航に際しては、マリーナに所定の出航届け、帰港後は帰着届けを提出して下さい。
- ④ハーバー内、新芝川では徐行運転をして下さい。
- ⑤マリーナ内では、他のお客様の迷惑となる行為は慎んで下さい。また同伴者にもその旨指導して下さい。

## 5 (港外運航)

- ①諸法規を厳守し、安全運航を心がけ、無謀な運転、高負荷運転をしないで下さい。
- ②クラブが定めた航行区域を厳守して下さい。
- ③河川航行、係留船舶、漁労中の漁船、ゴムボート等の小型船のそばを通過する時は徐行運航を心がけて下さい。
- ④帰港時間に間に合わない場合は、必ずその旨をマリーナに連絡して下さい。
- ⑤帰港及び上架後、ボートを水洗いして下さい。又、不具合が発見された時はスタッフに声をかけて下さい。

## 6 (事故及び保険)

- ①帰港予定時間を1時間以上経過してもマリーナにその旨の連絡がなく、マリーナからの呼び出しに応じなかった場合、マリーナは各関係官庁に連絡し、捜索救助を開始します。
- ②クラブ艇は会員救助システムBANIに加入しています。天候急変、機関故障等事故が起こった場合は、速やかにマリーナに連絡し、対応について指示を受けて下さい。
- ③クラブ艇には、ヨット、モーターボート総合保険を付保します。このため、会員及び同乗者が被った損害、第三者に与えた損害については、保険約款に従い、保険金額の限度で補償されます。但し、当該保険金額を超える損害及び保険対象外の損害については、会員の負担となります。

## 7 (臨時駐車場の利用)

- ①土日・祝日にレンタルボートをご利用される場合、臨時駐車場の方へ駐車される様お願い致します。

御署名

---

# Sebrie Members Club 一般規約

---

Sebrie Members Club

- 第1条 (名称)  
本クラブは「Sebrie Members Club」(以下「クラブ」といいます。)と称します。
- 第2条 (目的)  
クラブが準備する船舶の利用を通じて、会員が海に親しみ、マリンスポーツを楽しむことを目的とします。
- 第3条 (会員)  
会員の種類は、個人会員とします。  
別紙条件を充たす場合には、特例として認める。
- 第4条 (会員資格)  
会員はクラブの主旨に賛同し、会員としてふさわしい品格と社会的信用のある方とします。  
年齢が満18歳以上で2級以上の小型船舶操縦士の免許を有している方。  
(未成年の場合、保護者の承認が必要です)
- 第5条 (入会)  
クラブへの入会は、所定の入会手続きを行い、入会資格審査を経て、入会金、年会費の全額を納入した日をもって入会とします。
- 第6条 (入会金)  
入会金は別に定める金額とし、納入された入会金は、理由の如何を問わず返還致しません。
- 第7条 (年会費)  
(1) 年会費は別に定める金額とします。  
(2) 年会費の算定期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。期間の途中で入会されたときは、年会費は月割計算(入会日の属する月を1月として計算します。)とします。  
(3) 納入された年会費は第15条及び第16条の場合を除き、理由の如何を問わず、返還致しません。
- 第8条 (除名等)  
クラブは会員またはその同伴者が、次の各号の一に該当する場合には、当該会員の会員資格の一時停止または除名をすることができます。  
(1) クラブの名誉、信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。  
(2) クラブの運営を故意に妨害した場合。  
(3) 本規約、クラブ艇利用細則その他クラブが定める規則に違反した場合。  
(4) 年会費、利用料金等の支払を遅延し、催促に応じない場合。  
(5) 第4条に定める会員としての資格条件を欠いていることが判明した場合。
- 第9条 (退会)  
会員は、所定の退会届を提出することにより、クラブを退会することができます。
- 第10条 (会員資格の喪失)  
会員は第8条の他、次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。  
(1) 除名  
(2) 退会  
(3) 死亡  
(4) その他公序良俗に反する行為が判明したとき。
- 第11条 (会員資格の譲渡等)  
会員は会員資格を、他人に譲渡もしくは貸与または担保に供することはできません。
- 第12条 (届出事項の変更)  
会員が届け出た氏名、住所、連絡先、預金口座等について変更があった場合、所定の

変更届けを提出する。

- 第13条 (事故の責任)  
クラブ艇利用に際して発生した事故による損害については、事務局は一切その責任を負いません。  
但し、事務局に明らかに過失があった場合はこの限りではありません。  
会員及びその同伴者は、クラブ艇利用に際して自らの責任に帰すべき事由により、クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。
- 第14条 (会員契約の解除)  
会員は、入会日より10日以内に限り、事務局に対し会員契約を解除する旨の書面を発信することにより、会員契約を解除することができます。  
この場合は、事務局は納入された入会金、年会費を全額無利息で返還します。
- 第15条 (クラブの廃止)  
事務局は、クラブの運営に支障をきたしたとき、その他やむを得ない事由のあるときは、クラブを廃止することがあります。  
この場合会員は、事務局に対し異議申し立てをすることはできません。  
(1) クラブを廃止するときは廃止の3ヶ月前までに会員に対し予告を致します。  
(2) 納入済の年会費は月割計算により清算した額(クラブ廃止日の属する月の翌月以降分)を無利息で変換します。  
(3) 前項の場合において、会員が年会費、クラブ艇利用料金等の未払い金があるときは、前項の返還金からこれを控除してその残額を返還します。
- 第16条 (クラブ艇の増減、更新)  
会員数の増減、クラブ艇の損耗等により、クラブ艇を増減し、または入れ替えることがあります。
- 第17条 (規約等の改定)  
事務局は本規約及び別に定める「クラブ艇利用細則」等を改定、変更することがあります。

以上

お客様ご署名欄

---